

情報提供

那医発第 420 号
令和 8 年 9 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「ベースアップ評価料に係る実績報告について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 906号

令和 8 年 9 月 3 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



ベースアップ評価料に係る実績報告について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、ベースアップ評価料に係る実績報告についての通知となっております。

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、毎年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとされておりました。

しかしながら、今回は、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保健医療機関等があったことを踏まえ、別添のとおり取り扱うことが厚生労働省から示されております。

また、まだ提出がお済でない保健医療機関等に向けて、日本医師会にて作成された Q&A を参考までに送付させていただきますので、必要に応じてご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 8 年度 診療報酬改定に関する情報」への掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

● ベースアップ評価料等に係る実績報告について

（令和 8 年 9 月 1 日（日医発第 1089 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1089号（保険）
令和 8 年 9 月 1 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

ベースアップ評価料等に係る実績報告について

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、毎年8月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとされておりました。

しかしながら、今回は、令和8年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関等があったことを踏まえ、下記のとおり取り扱うことが厚生労働省から示されましたので、ご連絡申し上げます。

また、まだ提出がお済みでない保険医療機関等に向けて、本会で作成したQ & Aをご参考までにお送りいたしますので、必要に応じてご参照ください。

以上につきまして、本件の貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和8年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載をしております。

記

令和8年度における当該報告書の提出期限は、令和8年8月31日であったが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

なお、今後の当該報告書の提出にあたっては、ベースアップ評価料に係る特設ページに掲載している最新の様式によること。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」掲載先：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

<添付資料>

1. ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和7年度分）及び賃金改善中間報告書（令和8年度分）の取扱いについて
（令8.9.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
2. 令和8年度 ベースアップ評価料 実績報告書に関するQ & A
（日本医師会医療保険課）

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

ベースアップ評価料等に係る賃金改善実績報告書（令和 7 年度分）
及び賃金改善中間報告書（令和 8 年度分）の取扱いについて

ベースアップ評価料等に係る実績報告については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 8 号）において、前年度及び賃金改善実施年度又は算定を行っている年度における賃金改善の取組状況を評価するため、毎年 8 月において「賃金改善実績報告書」及び「賃金改善中間報告書」を作成し、地方厚生（支）局長に報告することとしている。

また、当該報告書の提出方法については、厚生労働省ホームページ内の「令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」（以下「ベースアップ評価料に係る特設ページ」という。）に掲載している報告書作成動画及び疑義解釈資料等により周知を行ってきたところである。

今般、令和 8 年度診療報酬改定後、初回の報告書提出であり、作成に伴う疑義が多く生じたこと等により、期限までの提出に間に合わなかった保険医療機関等があったことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご了知いただくとともに、貴管下の保険医療機関等に対し周知を図りたい。

記

令和 8 年度における当該報告書の提出期限は、令和 8 年 8 月 31 日であったが、やむを得ず提出期限を超過している場合においては、当該報告書を可及的速やかに地方厚生（支）局長宛てに提出すること。

なお、今後の当該報告書の提出にあたっては、ベースアップ評価料に係る特設ページに掲載している最新の様式によること。

「ベースアップ評価料に係る特設ページ」掲載先：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

令和8年度 ベースアップ評価料 実績報告書に関する Q&A
(本 Q&A は、厚生労働省保険局医療課に確認済みとなっております)

日本医師会医療保険課

Q. 1 「令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額」とは、どのように考えるのか？

A. 1 例えば、次の例では同じ職員 A さんの給与が2万円上がっていますが、昇給の理由が昇進・年功によるものか、ベースアップによるものかは分かりません。

令和8年5月	→	令和8年6月
Aさん 30歳(係員) 給与 25万円		Aさん 31歳(主任) 給与 27万円

このため、ここでは、令和8年5月の A さんの給与ではなく、令和8年5月に、6月と同じ「31歳の主任」が在籍した場合の給与を算出します。

もし、令和8年5月に、6月と同じ「31歳の主任」がいると仮定した場合の給与が 26 万円であれば、26 万円を記載します。

これを複数の職員について行い、合計を記載します。

なお、令和8年度(6月から)のベースアップ評価料を、令和8年4月からの賃金改善に充当している保険医療機関は、令和8年3月時点の給与体系に当てはめた場合の基本給等総額を入力します。

Q. 2 パート職員についても、常勤換算して対象職員に含めた上で基本給等総額を算出し、報告書に記載することができるとされているが、パート職員の場合、勤務時間数が月ごとに異なることがある。そのため、ベースアップ(時間給の引き上げ)をしても、報告対象月の勤務時間数が少ない場合は、ベースアップ前よりも基本給等総額が低くなることもあり得るが、そのような場合、どのように報告するのか？

A. 2 例えば、次の例では事務職員 B さんの時間給が 50 円上がっていますが、6月の勤務時間数(45 時間)は5月の勤務時間数(48 時間)よりも少なくなっています。そのため、B さんの6月の給与(56,250 円)はベースアップしたにもかかわらず、5月の給与(57,600 円)よりも少なくなっています。

令和8年5月	→	令和8年6月
パート事務職員 B さん 時間給1,200円×48時間 給与 57,600円		パート事務職員 B さん 時間給1,250円×45時間 給与 56,250円

上記のような事例で、B さんを常勤換算して対象職員に含める場合は、B さんの6月の給与 56,250 円を事務職員の基本給等総額に含めて記載してください。

また、Q1 でお示した「令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額」については、報告対象月である6月の労働時間(45 時間)を5月時点の当該職位の時間給(1,200 円)に当てはめて算出し、記載してください。

その結果、報告書に記載する令和8年5月時点の B さんの基本給等は $1,200\text{円} \times 45\text{時間} = 54,000\text{円}$ となりますので、ベースアップの前後で、基本給等の総額が減少することはありません。

Q. 3 賃金改善計画を策定した時点では在籍していた対象職員が、その後、産休等により報告対象月に休職したため、賃金改善後の基本給等を支給していない場合、報告書に記載する実績額は、当該職員を除いて記載することになるのか。

A. 3 賃金改善実施期間において賃金改善後の基本給等を支給していない場合には、対象職員として計上しないため、報告書に記載する実績額は、当該職員を除いて記載してください。